首相官邸トップ > 官房長官記者発表 > 平成23年3月11日(金)21:52~

■ 官房長官記者発表:原子力災害対策特別措置法の規定に基づく住民への避難指示について

大変お待たせをして失礼をいたしました。

先程の発表同様、全体を聞いていただいて、落ち着いて対応していただきたいということを、まず冒頭申し上げます。

先程、21 時 23 分、原子力災害対策特別措置法の規定に基づきまして、福島県地域、大熊町、二葉町に対し、 住民の避難の指示をいたしました。

福島の原子力発電所の件で、3km 以内の皆さんに避難の指示、3km から 10km の皆さんに屋内での退避、という指示をいたしました。

対象地域、福島原子力発電所の 3km 内の地域に住んでいらっしゃる方、滞在していらっしゃる方は、落ち着いて速やかに避難を始めていただきたい。3km から 10km の皆さんは、屋内において退避をしていただきたいと。これは念のための指示でございます、避難指示でございます。

放射能は現在、炉の外には漏れておりません。今の時点では環境に危険は発生しておりません。安心して地元市町村、警察、消防などの指示に従って下さい。安全な場所まで移動する時間は十分にあります。ご近所にも声を掛け合って、慌てず冷静に行動をして下さい。自衛隊を始め、支援体制を全力で現在整えております。不確実な噂などに惑わされることなく、確実な情報だけに従って行動するようお願いをいたします。

繰り返しますが、先程の福島の原子力発電所の件、原子力災害対策特別措置法に基づいて、3km 以内の皆さんには、退避を、避難を。そして、3km から 10km の皆さんには屋内での退避ということの指示が、本日 21 時 23 分に出されました。

現在、福島県、あるいは大熊町、二葉町、そしてそれぞれの消防、警察等に対して、この指示をお伝えをして、対応を取っていただいているところであり、加えて、警察、自衛隊が現地に既に入っておりまして、警察、自衛隊によるこの指示に基づく、対応も進めるところでございます。

私 (官房長官) の方からの発表は以上でございます。

なお、技術的なこと等については、別途経産省の方等で、ご報告をいただけるかというふうに思いますが、 現時点では、既に一部の報道ございますが、原子炉のうち、1つが冷却が出来ない状況に入っておりますの で、このままの状態が続いた場合に備えて、念のため、避難をしていただきたいということでございます。